# 科学研究費補助金研究成果報告書

平成 23 年 5 月 27 日現在

機関番号:14501

研究種目:基盤研究(C)研究期間:2008~2010課題番号:20530037

研究課題名(和文) 多機能化する「交渉」における国際法の役割

研究課題名(英文) Role of International Law in Multifunctional "Negotiation"

# 研究代表者

坂元 茂樹 (SAKAMOTO SHIGEKI) 神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号: 20117576

#### 研究成果の概要(和文):

本研究では、国際法における「交渉」の多機能化を分析した。特に、国際法分野でも近年特に注目されている多国間環境条約交渉と日本の経済連携協定交渉の分析を通じて、非裁判手続としての「交渉」(狭義の交渉)を超える多くの交渉機能を明らかにした。なかでも、交渉プロセスにおける基底的規範の役割を明らかにした。

## 研究成果の概要 (英文):

This research is devoted to the analysis of the new trend of multi-functional negotiations, in examining, in particular, the multinational negotiation process of international environmental agreements and of economic partnership agreement. As the result of research, it becomes clear that there is some fundamental norms which lead and prescribe the negotiation process.

#### 交付決定額

(金額単位:円)

			(35 H2/ 1 137 • 1 4)
	直接経費	間接経費	合 計
2008 年度	1, 200, 000	360, 000	1, 560, 000
2009 年度	1, 000, 000	300, 000	1, 300, 000
2010 年度	1, 200, 000	360, 000	1, 560, 000
総計	3, 400, 000	1, 020, 000	4, 420, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・国際法学

キーワード:国際法、交渉、国際裁判、海洋法、国際環境法、法源論、条約交渉、国際投資法

# 1. 研究開始当初の背景

今日の国際社会では、国家間「交渉」の多様化・多機能化が見られる。伝統的な国際法学では、紛争処理手続(特に非裁判手続)としての「交渉」(狭義の交渉)が分析されてきたが、これは主に二国間交渉を想定していた。他方、現代国際法においては、目的・形式・効果の点で、狭義の交渉とは質的に大きく異なる「交渉」が多く見られる。特に、多

数国間条約の構成国交渉や国連安全保障理事会における政治的交渉、あるいは特定の国が複数の国と個別に交渉を行う自由貿易協定(FTA)交渉や経済連携協定(EPA)交渉が注目されてきた。さらに、国際法との関係において「交渉」が有する機能、あるいは逆に、「交渉」において国際法が果たす役割についても大きな変化が見られる。そこで、「交渉」プロセスにおける国際法や社会規範の働きを明らかにする必要が生まれた。

## 2. 研究の目的

紛争処理手続としての「狭義の交渉」が前提としていた二国間交渉とは異なる形態の交渉、すなわち多国間交渉を分析対象とする。さらに、研究目的は、多機能化した「交渉」において、(1) 具体的な交渉の個別内容に即した実体的規範の機能を明確にすることである。さらに、(2) 交渉自体を枠づける基底的な規範の存在の有無を確認し、その機能を明確にすることである。

#### 3. 研究の方法

以下の2つの研究を行い、その結果を融合 する。

- (1) 非裁判手続としての「狭義の交渉」ではない「交渉」に関しては、①裁判所(特にICJ)の交渉命令に基づく裁判後の交渉において、国際法が果たす役割を分析する。また、②裁判に至ることを選択肢の一つとして意識する、裁判前の交渉を分析する。
- (2) 紛争解決の文脈で定式化された「狭義の交渉」ではない「交渉」としての多国間交渉に関しては、①国連・安全保障理事会(以下、安保理)における交渉を分析する。特に、安保理決議採択にいたる過程は、安保理決議採択にいたる過程は、安保理決ち込まれる議題や決議案の事前の交渉を移て、多国間交渉・二国間交渉からなる複雑な交渉である。さらに、②多国間条約制度の中での交渉を分析する。特に、環境条約や軍縮条約のような多国間条約制度では、条約運用の検討に付随する公式・非公式の「交渉」が頻繁に行われている。

分析手法としては、一般に公開されている 議事録を分析対象とした実証的分析手法を 採用するが、さらに詳細な分析を行う際には、 研究代表者および分担者が実際に参加した 国際交渉(国際会議)における非公式文書も 用いる。

## 4. 研究成果

(1) 研究分担者・柴田が「遺伝子組換え生物(LMO)に起因する生物多様性損害に対処するための新条約」の多国間交渉を現場に投資をし、2010年10月名古屋での「責任と救済に関する名古屋・クアラルンプール補足政済に関する名古屋・クアラルンプール補足政済に関する名古屋・クアラルンプール補足政済に関する名古屋・クアラルンプールを議定自体を見届けた。その交渉経緯のを申付けるいくつかの規範を抽出することができた。第1に、新条約の適用範囲や他レジーム(WTO レジーム)との関連など新条約であって立つ規範的基盤については、親条約であるバイオセイフティーに関するカルタへよる議定書(2000年)の枠組を、交渉国間で異なる

枠組に明確な合意が成立しないかぎり、維持 すべきであるという規範が交渉国間で共有 されていることが見て取れた。この規範は、 交渉マンデートを決定した条約締約国会議 の決議の解釈とも関連するが、原理論として は、いかなる内容にも合意する主権国家の自 由(親条約を改正する自由を含む)がある中 で、この自由を実質的に制約する規範的意義 を有する。この規範は、親条約との垂直的な 整合性を維持すべきであるという、フランク 教授が主張する正当性(legitimacy)の一要 素であるとも位置づけられる。第2に、新条 約は、組み換えられた遺伝子をもつ生物の性 質、それが自然環境に及ぼす悪影響のリスク、 その悪影響を「損害」として認識し測定する 方策など、現時点における最先端の科学技術 的な知見と理解に確固たる基礎を持ち得て、 初めて実効性のある法的レジームとなる。名 古屋・クアラルンプール補足議定書の交渉過 程においては、LMO 起因損害の性質などに立 ち入った科学的分析を行い、例えば、立証さ れるべき因果関係が、損害と LMO 関連活動と の間ではなく、LMO の特性から、損害と LMO それ自体の間であるべきである、といった議 論がなされた。つまり、この種の条約交渉に おいては、科学的妥当性 (based on sound science)を確保すべきであるという規範が 交渉国間で共有されていたことが抽出でき た。これら交渉を枠付ける正当性及び妥当性 の規範は、いずれも交渉国間の合意を促進す るという機能を有する。親条約との垂直的整 合性=正当性の確保は、ややもすれば交渉国 が潜在的に抱える政治的対立の蒸し返しに なり得るような機微な論点につき、対立を回 避し、既存の規範的枠組の中での合意を推進 する。また、科学的妥当性の確保は、遺伝子 組換え技術という、ややもすれば感情的、文 化的な意見の対立を反映しがちな問題に関 し、議論をフォーカスさせ、場合によっては、 各国国内世論を説得する材料となり、交渉国 間の合意を促進する。交渉最終段階にて、新 条約の成否を左右しうる争点となったのが、 その対象にLMOに加えて「その産品(products thereof)」を含めるかの問題であった。国内 の消費者団体等の圧力によりこれを含めた いとする一部交渉国は、カルタヘナ議定書20 条 3 項(c)で定義されるところの「産品」す なわち「LMO に由来する加工された素材 (processed material)であって、現代のバイ オテクノロジーの利用によって複製可能な 遺伝子素材の新たな組合せを有するもの」 (GM 大豆を利用して作られた豆腐などには検 出可能な遺伝子素材が残っている)を新条約 の対象にすることは、上記意味での正当性が あると主張した。これらの国を説得し、最終 的には LMO のみを対象とする新条約で合意が 成立し得たのは、自ら遺伝子を複製しえない、

- つまり生きていない「遺伝子素材」のみが原因となって生物多様性に悪影響を与えることは科学的に考えられないという科学的知見が、交渉国間で共有されたからであった。
- (2) 日本の投資法政策及び交渉プロセス の分析を行った結果、2002年を分水嶺として 交渉プロセスに変化が見られた。さらにその 背景として、多数国間投資協定(MAI)の失敗、 WTO ドーハラウンドの停滞、貿易収支の伸び 悩みと資本収支の急増などがあることが明 らかになった。特に、多数国間交渉における 先進国と途上国の間の利害対立を解消する ことが困難であることから、他の分野とは異 なり、二国間又は地域内の経済協定交渉が幅 広く展開されており、「スパゲッティ・ボー ル」と呼ばれる複雑な法関係が構築されつつ あることが明らかになった。他方で、2000年 代初頭はすでに投資協定仲裁の影響が明確 になりつつあり、各国とも投資協定の締結に 慎重になりつつあり、交渉相手国からの要求 も厳しいものになりがちであるため、日本の BIT/EPA に一貫性が見られなくなっているこ とが明らかになった。
- (3) 以上のように、「交渉」の多機能化を 実証分析することにより、一見すると規範考 慮とは異なると捉えられる「広義の交渉」プロセスにおいても、交渉を枠づける基底的な 規範概念が有効に機能していることが明ら かになった。この結論は、今後、他分野の実 証研究においても極めて有効な分析ツール になると考えられる。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計19件)

- ①<u>柴田明穂</u>「名古屋・クアラルンプール補足 議定書の成立」Law and Technology第 51 号 (2011年)40-50頁(査読なし)
- ②<u>HAMAMOTO Shotaro</u>, "New Challenges for the ICSID Annulment System: Another Private-Public Problem in the Investment Dispute Settlement", in Ruediger Wolfrum ed., International Dispute Settlement: Room for Innovations, Max Planck Institut, 2011 (掲載決定済、査読あり)
- ③<u>HAMAMOTO Shotaro</u>, "Japan", (co-authored with Luke Nottage), in Chester Brown ed., Commentaries on Selected Model Investment Treaties, Oxford Univ. Pr., 2011 (掲載決定済、査読あり)
- ④HAMAMOTO Shotaro, "A Passive Player in

- International Investment Law: Typically Japanese?", in Vivienne Bath ed., Foreign Investment and Dispute Resolution: Law and Practice in Asia, Routledge, 2011 (掲載決定済、査読あり)
- ⑤玉田大「国際投資協定における知的財産権の保護可能性―自由な技術移転と対価回収の確保―」財団法人国際貿易投資研究所公正貿易センター『投資協定仲裁研究会』報告書(平成22年度)(2011年3月)51-75頁(査読なし)
- ⑥坂元茂樹「調査捕鯨船への妨害行為に対する我が国の管轄権行使について」『海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究(第2号)』 (財)海上保安協会(平成22年3月)85-100頁(査読なし)
- ⑦<u>坂元茂樹</u>「公海漁業の規制と日本の対応— IUU漁業をめぐって—」栗林忠男・杉原高嶺 編『日本における海洋法の主要課題』有信堂 (平成22年7月29日)271-299頁(査読な 」)
- <u>
  ⑧柴田明穂</u>「採択目前!LMO起因生物多様性 損害に関する責任補足議定書成立の意義と 課題」Law and Technology第 49 号(2010 年 10月)27-39頁(査読なし)
- ⑨濱本正太郎 「国際投資仲裁における解釈手法の展開と問題点」日本国際経済法学会年報19号(2010年)55-74頁(査読なし)
- ①HAMAMOTO Shotaro, "Foreign Investment In and Out of Japan: Economic Backdrop, Domestic Law, and International Treaty-Based Investor-State Dispute Resolution" (December 26, 2010), co-authored with Luke R. Nottage, Sydney Law School Research Paper No. 10/145, pp. 1-60. (査読なし)
- ①SAKAMOTO Shigeki, "Japan-China Dispute Over Maritime Boundary Delimitation", Japanese Yearbook of International Law, Vol. 51, 2008(平成 21 年 3 月), pp. 98-118. 査読あり
- ⑫<u>坂元茂樹</u>「外国船舶による海洋調査の実施と執行措置」『海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究(第1号)』(財)海上保安協会(平成21年3月)13-27頁
- ③<u>坂元茂樹</u>「領海」山本草二編『海上保安法制一海洋法と国内法の交錯一』(三省堂、平成21年5月) 130-155頁

- ⑭<u>坂元茂樹</u>「条約実施機関の解釈権能─自由権規約2条1項の解釈をめぐって」坂元茂樹編『国際立法の最前線』有信堂(平成21年7月)137-163頁
- (5) SHIBATA Akiho, "How to Design an International Liability Regime for Public Spaces: the Case of the Antarctic Environment" in Public Interest Rules of International Law: Towards Effective Implementation (T. Komori & K. Wellens eds., Ashgate), pp. 347-373, 2009
- ⑯玉田大「投資協定仲裁における投資前支出の保護可能性」財団法人国際貿易投資研究所公正貿易センター『投資協定仲裁研究会』報告書(平成20年度)(2009年3月)123-148頁(査読なし)
- ①<u>坂元茂樹</u>「海洋境界画定と領土紛争」村瀬 信也・江藤淳一編『海洋境界画定の国際法』 (東信堂、平成 20 年 10 月 20 日) 49-81 頁。
- ®HAYASHI Mika, "The Martens Clause and Military Necessity", in H. Hensel (ed), The Legitimate Use of Military Force: The Just War Tradition and the Customary Law of Armed Conflict (Ashgate, 2008), pp. 135-159. (査読なし)
- ⑩<u>玉田大</u>「国際裁判における既判力原則」国際法外交雑誌 106 巻 4 号(2008 年) 456-479 頁(査読あり)

## 〔学会発表〕(計7件)

- ①<u>坂元茂樹</u>「日本の裁判所における国際人権 規約の解釈・適用」、『国際人権規約と刑事法』 のシンポ、2010年4月1日、台湾東海大学
- ② <u>SAKAMOTO Shigeki</u>, "Importance of CSR activities towards improving the status of Shipping industry focusing on shortage of seafarers", Seminar on the Problem of the Global Shortage of Seafarers and the role of the Shipping Industry through CSR activities、2010年5月11日、ロンドンの国際海事機構 (IMO)
- ③ <u>HAYASHI Mika</u>, "Responsibility of Clearance and Assistance in the Ottawa Convention on Landmines Who Does What, and Why: Does That Matter ?", International Law, Third Four Societies Conference, 2010 年 8 月 27 日、淡路国際会

#### 議場

- ④ <u>HAMAMOTO Shotaro</u>, "National Report: Japan", Public International Law (IV.A.): The Protection of Foreign Investment, The XVIIIth International Congress of Comparative Law, Académie internationale de droit comparé, 30 July 2010, Washington, DC, USA.
- (5) <u>HAMAMOTO Shotaro</u>, "Investment Treaty Arbitration and Its Interpretation Methodology", The 2010 KSIL-CSIL-JSIL Joint International Conference: Northeast Asia and International Law, 3 July 2010, Graduate School of International Studies, Seoul National University, Korea.
- ⑥<u>濱本正太郎</u>「国際投資仲裁における解釈手 法の展開と問題点」日本国際経済法学会第 19 回研究大会、2009 年 11 月 14 日、甲南大学
- (7) <u>HAMAMOTO Shotaro</u>, "Recent Trends in International Investment Arbitration and Their Ramifications for Asia", Inaugural Malaysian International Law Symposium, 7-8 August 2008, Petaling Jaya Hilton, Malaysia.

〔図書〕(計1件)

①坂元茂樹編著『国際立法の最前線』(平成 21年7月17日、有信堂)488頁

[その他]

ホームページ等

http://www.edu.kobe-u.ac.jp/ilaw/

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

坂元茂樹(SAKAMOTO SHIGEKI) 神戸大学・大学院法学研究科・教授 研究者番号:20117576

(2)研究分担者

五十嵐正博(IGARAHI MASAHIRO) 神戸大学・大学院国際協力研究科・教授 研究者番号:70168102

柴田明穂(SHIBATA AKIHO) 神戸大学・大学院国際協力研究科・教授 研究者番号:00273954

濱本正太郎 (HAMAMOTO SHOTARO) 京都大学・大学院法学研究科・教授 研究者番号:50324900 林美香(HAYASHI MIKA)

神戸大学・大学院国際協力研究科・准教授

研究者番号:60362810

玉田大(TAMADA DAI)

神戸大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号:60362563

(3)連携研究者 なし